

平成15年(ワ)第237号 熊谷組政治献金等株主代表訴訟事件

原告 柚岡一禎

被告 熊谷太一郎 外3名

最終準備書面

2006(平成18)年4月18日

福井地方裁判所

民事合議係 御中

原告訴訟代理人(代表)

弁護士 松 丸 正

第1 本件政治献金の実態

1 本件政治献金は、長崎県連に対する大手ゼネコン企業の献金と同趣旨である

(1) 本件政治献金は次のとおりであった。

1993年(平成5年)10月17日	3,000,000円
1994年(平成6年)9月6日	3,000,000円
1995年(平成7年)10月13日	1,000,000円
1997年(平成9年)1月24日	3,000,000円
同年8月21日	3,000,000円
同年12月9日	3,000,000円
1998年(平成10年)10月26日	6,000,000円
1999年(平成11年)8月6日	3,000,000円

(2) 自民党長崎県連に対する大手ゼネコン企業の異常な献金実態

- ① 1989年から2001年までの間のゼネコン各社の長崎県連に対する献金を、県選挙管理委員会に提出している収支報告書から整理すると、継続的に多額の献金をしている(甲15号証の1乃至14)。

- ② 長崎地検が九州、沖縄の各県の自民党の県連の収支報告書を1999年（平成11年）から2001年（平成13年）までのゼネコン11社を調査した結果、長崎県連への献金が「他県に比べて突出していることが判明した」と述べている（甲14号証、捜査報告書）。このような自民党支部に対する大手ゼネコンの献金は異常であった。
- (3) 熊谷組の本件献金もこの大手ゼネコンと同じ趣旨の献金である。

自民党長崎県連の幹事長と事務局長が大手ゼネコンの福岡支店にその年の5月か6月頃訪問し、例年どおりの献金要請をする（甲3～4号証・永田政男調書37頁）。この日程等は長崎営業所から連絡があり、金額についても、その時に県連から「内々に連絡があったというふうに聞いています」（同38頁）と述べているとおり、県連側から要請がある。これに応じて熊谷組も献金した。

したがって、熊谷組の本件献金も他の大手ゼネコンの献金と同じ趣旨と考えられる。

2 ゼネコン各社は、何故、自民党長崎県連に対して継続的に献金したのか

- (1) 幹事長が長崎県の公共工事の受注に絶大な権力を有していたからである。

自民党長崎県連幹事長が長崎県発注に係る公共工事の受注の調整に絶大な権力を有しており、自民党長崎県連からの寄附要求を拒否することが出来ないという認識があった。その背景には、寄附要求を断った建設会社がある後長崎県の公共工事を受注できなくなったという事実があったからである。

また、ゼネコン各社は上記受け身の立場だけでなく、長崎県の公共工事を受注するために、自民党長崎県連へ積極的に献金をしている積極的目的もあった。この詳細は原告の2005年2月9日付準備書面(3)で述べたとおりである。

- (2) 熊谷組と同じ他のゼネコンの関係者が長崎県連に献金した理由は次のとおりであったと述べている。（熊谷組の献金もこれと同一であったと思われる。以下、継続的献金について、大手ゼネコンの関係者の供述を整理する）。

① 五洋建設は、政治献金をする理由を次のとおり述べている。

「自民党長崎県連の寄附の要請を断って、それ以来工事が受注できなくなった会社があるという噂がありましたし、当社は長崎県発注の工事をもっとも多く受注しているので、当社が長崎県知事選挙の協力に応じないわけにもいかず、長崎営業所長の私としては、どうしてもこの寄附の要請に応じる必要があると思いました。」(甲5の1)(3頁)

「自民党県連は、発注者側である自治体とは直接的には関係しないのですが、自民党は議会の多数派を構成する与党であり、自民党の議員、とりわけ県連の幹事長は各方面に大きな影響力を持っているので、自民党県連に嫌われて変な噂を流されでもしたら当社が県や市発注の工事に関して指名から外されるおそれがあると思っていました。実際、我々建設業者の間では、ある建設会社が自民党長崎県連からの寄附の要請を断ったために、その当時の幹事長の機嫌を損ね、それ以来県発注の工事を受注できなくなったという噂がありました。」(甲5の2)(7頁)

② 若築の九州支店副支店長格長崎営業所駐在は次のとおり供述している。

「これまで、当社では、長崎県連から寄附を求められたときには、要請された寄附金額をそのまま長崎県連に支払ってきていました。他社が今回の長崎県連からの寄附要請に応じるのであれば、当社もこれに応じなければいけないのではないかと思います。」「長崎県連から嫌われれば、例えば県発注の工事が取れなくなるなど、何らかの不利益があるのではないかと不安な気持ちがありました。」「当社では、長崎県連から寄附を求められたときには、要請された寄附金額をそのまま長崎県連に支払ってきていました。」(甲6の3)(7頁)

同じように若築建設の支店長は、「これまで当社が長崎県連に定例の寄附を続けてきたのは、長崎県連の力が強く寄附を断り切れない事情があるからだろうと思っており、寄附を断れば何か不利益な扱いを受けるかもしれないという不安があつて、当社だけが寄附を断れないと思ったのです。」(甲6の10)(4頁)

- ③ 飛鳥建設の九州支店第1部長の供述によれば、「しかし、年間50万円という寄附金額は、他のゼネコン業者が長崎県連に対して行う寄附の金額と比べてかなり低く、これでは長崎県発注の公共工事の受注に向けた営業上、他社と差を付けられてしまいますので」として、その50万円プラスアルファをいろいろしていたんだというようなことである(甲7の1)(2枚目)
- ④ 不動建設の九州支店管理部長も、「松本営業所長は『自民党からの献金依頼を無下に断るわけにはいかない』と言っていましたし、前長崎営業所長である多賀政雄も松本営業所長と同じ意見を言っていました。私は、営業の人間がごのように言う以上、やはりこの献金に応じるしかないのだろうと思いました。」(甲9の6)(4枚目)

「自民党からの要請を断ることは営業上得策でないということになり、その寄附に応じることになった。」(甲9の7)(2枚目)

「自由民主党長崎支部連合会の寄附は概略100万円程度のものでした。ところが、前長崎営業所長の時代に、当時の多賀所長が当時の県連の幹事長である誰々さんから、不動建設は献金が少ないということを言われた」「この指摘を受けた翌年は、献金額を300万円に増やしたと思います。その後も経過ははっきり分かりませんが、だんだんと多くしています。私個人の印象では、長崎県連への寄附は突出していると思います。」「私も営利企業の一員ですから、不必要な出費は極力控えたいと思います。これは、私だけではなく、会社の役員などになれば、なおさらのことだと思います。ところが寄附が少ないと言われれば、これに応じてしまうのは、やはり応じなければ後々営業がやりづらいというような不安などがあるからに他ならないと思います。」(甲9の10)(3頁)

- ⑤ 不動建設九州支店長は、「長崎の県連から寄附の的要請を受けて当社がそれを断るという選択肢はありませんでした。」「当時の幹事長から、当社による県連への寄附額を餐められ、『こんなんじゃ話にならない』と少なくとも建設業界ではそのような共通の認識がありました。」(甲9の11)(2頁)

(3) この背景には、自民党長崎県連の幹事長が長崎県の公共工事の受注を支配していた事実があったからである。

① 大成建設は幹事長の寄附要請を拒否したので長崎県の公共工事が受注できなくなった。

大成建設が長崎県連幹事長からの寄附要請を断ったことがある。当時の長崎県連幹事長が寄附要請に来た際、長崎県連幹事長はソファーに体を反らせるようにして座り、高圧的な態度で献金を要請した。大成建設営業部管理室長が本社の方針だということで献金を断ったところ、長崎県連幹事長は、「どこの会社も寄附に協力してくれている。そんなことを言うのは大成さんだけだ。」と言って非難した上で、さらに、パーティー券を300枚購入するように要請した。大成建設側が同社の基準を超えるということでそれも断ったところ、長崎県連幹事長は、「私は総会屋じゃないんですよ。大成さんは仕事はいらねえんだね。」と言って脅した。それでも大成建設側が断り続けたところ、その平成9年以降は長崎県の工事を受注できなくなった。大成建設としては、長崎県連からの献金要請を断ったから工事を受注できなくなったとしか考えられないとしている（甲11号証の1、2）。

② 県連への献金が少ないと長崎県の公共工事を受注できないが、多く献金すると受注できた。

かつて、長崎県住宅供給公社が発注した諫早西部団地宅地造成工事の受注に関し、不動建設が、発注者に対して資料を提供したり、土地の売主から施工業者として推薦してもらったりして積極的に営業活動を展開した結果、ほとんど対抗馬となるような会社がいなくなり、後は地元業者のトップを走っている竹下建設工業とのJVを組みさえすれば受注できるところまでいき、同社の担当者からは、是非JVを組んでくれと言われるまでになった。

ところが、不動建設が長崎県連幹事長に挨拶に行った際、幹事長から「献金が少ない」と言われて突き放された。その時、安田事務局長から、不動建

設の献金額が20位台後半であるから受注を諦めるしかないと言われた。

その後、竹下建設の社長にJVを組もうと持ちかけたところ、1日待たされた上で、理由を言われることもなくJV締結を拒絶された。その結果、竹下建設とJVを組んだ浅沼組が受注した。不動建設としては、長崎県連幹事長が影響力を行使したためにこの工事を失注したと考えるほかなく、以後は献金額を大幅に増やし、長崎県連からの献金依頼には全て応じることにした。すると、工事受注に関して妨害を受けることはなくなった。当社も遅れてはならないとの考えから、その年、県連に対し100万円ずつ2回合計200万円を寄附したが、幹事長はこれでは足りないとの考えであり、その後不動建設が500万円、600万円と多くの献金をするようになった。

ちなみに、不動建設は公表された収支報告書から見ると、平成1年から平成4年まで100万～150万円を寄附しているが、平成5年から平成9年までは収支報告書に記載がない。平成10年に200万円とあり、平成11年に500万円、平成12年、13年に各600万円と増えている。多く献金することにより受注を得ることになったのである（甲9号証の18）（甲9号証の11）。

③ 自民党の幹事長が長崎県の公共工事の入札における談合屋に重大な影響力を有していたからである。

自民党の幹事長が長崎県の公共工事の入札に上記のとおり力を発揮できたのは、公正な競争入札を妨害する者（談合屋）に対し、幹事長が重大な影響力を有していたからである。

平成13年当時、鉄建建設九州支店では談合を担当していたのは谷川次長だったが、同人の話では、工事受注に際しては、長崎県連幹事長の了解を得た上で特定の談合仕切人（これが誰であるかは、開示された部分だけでは明らかでない。）に了承してもらった過程で調整ができるということであった。実際に、鉄建建設長崎営業所長が増田トンネル工事の受注に向けて営業活動をした時、浅田幹事長から快い返事をもらえなかったため失注した。

その後、金水トンネル工事に関する営業活動をした際、浅田幹事長から、「今回は何とかするから」と言われた。それで、営業所長がどの業者とJVを組めば良いかと尋ねたところ、浅田幹事長は、三基工業と竹下建設工業を指名し、その旨を談合仕切人に伝えるようにと言った。その後、営業所長が談合仕切人に連絡したところ、その談合仕切人は全てを了解していた。また、三基工業の担当者村田に連絡したところ、村田も、幹事長から鉄建建設と組むように言われていると言った。それから入札までの間に、本件違法献金の要請を受け、その要請に応えたところ、談合仕切人が決めた最低入札価格を教えてもらい、その結果、金水トンネル工事を受注できた（甲12号証の2）。

結局のところ、浅田幹事長が談合仕切人に根回しをして、業者間を取り仕切って談合による入札が行なわれたため受注ができたわけである。

他方、長崎県連幹事長は土木建築業者に対し、長崎県連への寄附金額を増やすように要請したり、当時の長崎県連幹事長を支持後援する特定の下請業者を指名して、その選定を指導したりする。

④ 幹事長の了解なしには長崎県の公共工事の入札ができなかった。

以上のように、長崎県においては、同県が発注する公共事業の受注は談合によって決められていることが多いからか、公共事業を受注するためには、その談合に対して大きな影響力を有する長崎県連幹事長の了解を得なければならなかった。

そのため、土木建築業者は、公共工事を受注するため、長崎県連幹事長のところに頻繁に挨拶回りしたり、長崎県連に対して多額の献金を行なう実態が生まれたのである。

(4) **献金を受けとる自民党長崎県連の幹事長らが上記理由を認めている。**

① 浅田幹事長の供述（甲3号証の22）

「過去の歴史と伝統により、県連幹事長というのは、土木建築業者に対して、強い影響力を持っていたのではないかと思います。その影響力というのは、公共事業の受注先をどこの業者にするかということについての

影響力のことです。各業者が寄附に応じていた理由の一つは、過去の歴史と伝統により県連の幹事長の持つようになった、この長崎県が発注する公共事業の受注先の選定に関する指導力、影響力のことなのです。」

「歴代の幹事長が公共事業の受注先の選定にあたって指導力を発揮されていたからだと思いますが、実際、私が県連幹事長に就任してからも、各土木建築業者の方々は、私のところに頻繁に、公共事業の受注に関して挨拶回りに来られていました。歴代の幹事長の方々が築かれた伝統により、県連幹事長という地位が、県発注の公共工事の受注先の選定に当たって、あたかも大きな力を行使できるというふうに、各土木建築業者の方々が見ているというのは、私は、幹事長になる以前からも知っておりましたし、幹事長になって実感もいたしました。」

② 安田事務局長の供述（甲3号証の35）

長崎県連の事務局長の安田は、献金してもらう理由を、「県外の大手建設業者も当然その受注によって大きく潤っており、議会の最大党派である自民党の公共工事に対するさまざまな影響力に期待して自民党にいい顔をしようとして献金してくるのです」「県連としても県外の建設業者が自民党に公共工事に対する影響力を期待しているのは分かっていたことから、これに乗じて献金を要請するという関係が長い間続いてきたんです。」（甲3の35）（5頁）

3 上記事実は次の公職選挙法199条の特定寄附に関する供述調書によっても裏付けされる

(1) 大手ゼネコンが公共工事の受注の欲しさ又は不利益を受けたくないという目的から献金をした。

① 五洋建設が献金した理由

イ. 五洋建設は300万円の献金を行なった。

ロ. 五洋建設では、献金要請があった場合、長崎営業所長、九州支店経理課長、総務部長、副支店長2名、支店長の各決裁を受けた後に、本社へ

稟議を上げる。本社では最終的には副社長が決裁する（柿木克二検面調書・甲5号証の2、8頁）（浅野昌男検面調書・甲5号証の10、2頁）。

ハ. 本件では、担当者は、本件献金が選挙のための違法献金であるとして報告したら会社が拒絶するので、通常の献金だという嘘をついて決裁をとったと供述している。

その担当者が嘘をついてまで決裁を取って献金を実行した理由は以下のとおりである。すなわち、「五洋建設にとっては、長崎県内における受注工事の約8割が公共工事であり、長崎県発注の工事の受注実績は五洋建設がトップであった。しかし、長崎県から受注するのは主として港湾工事で、工事価格は1000万円～2億円くらいという小規模なものがほとんどであった。従って、コンスタントに受注しなければならないのであるが、指名競争入札に加わるためには長崎県に指名してもらう必要がある。自民党は議会の多数派なので、自民党長崎県連幹事長は大きな影響力を持つ。自民党長崎県連に嫌われて変な噂を流されたら当社が指名から外されるおそれがある。今回の違法献金要請を断れば、長崎長崎県連から「五洋はこんなに工事を取らせてやっているのに献金しないとは何事だ」と思われるに違いない。過去にパーティー券の購入をいったん断った際、幹事長の態度に怖い思いをして断り切れなかったことがあったので、違法献金であっても断るわけにはいかなかった。」（甲5号証の2、6～7頁）。

ニ. 「パーティー券の購入について恐い思いをしたという事実は、加藤寛治幹事長の時代に中央支部が県連からパーティー券『21世紀に向けての日本を語る長崎の集い』1000枚が送られてきた。この時に中央支部役員は応じられないという結論になったのでこのパーティー券を自民党長崎県連に返そうとしたが、加藤幹事長、安田事務局長から購入を断ったことを叱られ、返そうとしたパーティー券を逆に突き返された。仕方なく1000枚のパーティー券を各員各社が受注実績等を参考にして各社ごとに割りふった。五洋建設は125枚のパーティー券を割りふられ

た。パーティー券の購入を断ると「五洋はたくさん工事をとらせてやっているのに断った」と思われ、指名から外される等の妨害を受けるのではないかと思ったので購入したことを述べている（甲5号証の5）。

ホ. なお、五洋建設が300万円の献金を行なった後、さらに安田幹事長から、「協力会社にもお願いしてもらえんやろか」と頼まれたので、「協力会社5社から50万円ずつ、計250万円を献金させた。その協力会社は、洋港湾、琴海生コン、松下工務店、加藤産業、高司商店である。この各社は、五洋建設からの要請を断れば、工事を受注できないと考えて寄附に応じたに違いない。」（甲5号証の2、8頁以下）。

② 若築建設は要請どおりに500万円の献金を行なった。

同社は長崎県発注の公共事業を多く受注したから多額になった。13年度は既に500万円の寄附をしていたし、平成12年に中尾栄一元建設大臣への贈収賄事件で騒がれたので、若築建設は一旦断ったが、さらに浅田幹事長が強く要請したので寄附が実行された。

なお、本件献金は違法であるため本社総務部長の決裁が通らないので、九州支社の特別交際費(使途秘匿金)を使ったと供述している。当時の九州支店長は、「寄附を断り切れない事情があるのだろう。当社だけ寄附を断るわけにはいかない。」と思い今回の寄附を承認したと述べている（甲6号証の10）。

③ 飛島建設は300万円の献金を行なった。

この献金は領収証のないヤミ献金であった。飛島建設が中央支部役員ではないのにヤミ献金を行なった理由は次のとおりである。

平成9年ころ、銀行等から6000億円の債務免除を受けた。それ以来、表の献金は表面上は年間50万円に減らさざるを得なくなった。しかし、他の会社が献金しているのに当社だけがしなければ、受注競争において当社だけが取り残されると思って、ヤミ献金を50万円以上行なっていた。平成12年度は、収支報告書上は50万円しかなかったが、ヤミ献金は200万円にも上った。

このヤミ献金の原資は裏金(使途秘匿金)である。この裏金は九州支店で年間約3000万円あり、工事の受注に影響力を有しているとされる政治家や、民間工事の場合にはコンサルタントに支払うものである。ただし、部長クラス以上の幹部職員が飲食費として使うことも度々あった。その支出理由は「お歳暮」とか、「お中元」という虚偽の事実にする。裏金を支出すると、実際に支出した額と同程度の金額の税金を支払わなければならないが、受注のために必要な場合には支出せざるを得ないものである。

同社の九州支店長は、「これに応じたのは、献金においても他社と同じスタートラインに立ち、当社だけが取り残されないようにするためであり、また、県発注のオランダ板トンネル上り線その2の工事を施工中のため、今後とも長崎県と良い関係を保つために知事選に協力するのはやむを得ないと思った。」(甲7号証の1)「寄附をしないと工事を受注する上で支障があるというところが偽らざる実情であり、会社運営上背に腹は替えられないので、債務免除を受けても献金を続けていた。」(甲7号証の2)「土木業界では政治家の方々に熱心に働きかけることが重要であり、長崎県連の方からの働きかけにより同業他社に引けをとらないようにするため献金した」(甲7号証の5)と述べている。

④ 不動産は300万円の献金を行なった。

これも違法献金であれば九州支店の決裁が取れないので、一般寄附として決裁をとった。

同社の内部での稟議書では、

$$\text{当社献金額} = \text{長崎中央支部からの献金希望総額} \times \frac{\text{当社工事受注額}}{\text{長崎中央支部会員工事受注額}}$$

を基準として献金額を計算して稟議を出している。

不動産では、寄附金やパーティー券購入代金として平成13年度は1000万円強あったが、長崎県連からの要請がなければ、当社から進んで献金することはなかった。

長崎県連への献金は、従前100万円程度だったが、当時の長崎県連幹

事長から少ないと言われて300万円に増やしたという経緯がある。同業者の大成建設が寄附を断ったために工事を取れなくなったと聞き、確かにある時期から大成建設は工事を取っていないという事実があるので、本件献金要請を断るという選択肢は初めからなかった。

⑤ 佐藤工業は、会社更生法の適用を受けて銀行から債務免除を受けているため、平成11年から、佐藤工業名義ではなく、従業員の20名の名前を借りて個人名義で行なった形をとっている（甲13号証の1）。今回は、合計100万円の献金を行なった。県連への寄付をしなければ自社だけ受注ができなくなると心配して献金したと述べている（甲13号証の2）。

⑥ 鉄建建設は、談合による金水トンネルの受注を浅田幹事長に依頼していたので、本件献金要請を断ることができず、これまでの受注実績がなかったにもかかわらず500万円を九州支店の裏金から出して献金した（甲12号証の1～4）。

(2) 長崎県の公共工事を受注している以上、自民党長崎県連からの寄付要請があると公選法199条に違反してでも献金するのであるから、毎年の継続的な献金を拒否すると、長崎県発注の公共工事の受注ができなくなるか又はその不利益を受けると思って献金したことが推定される。

4 地方自治体の入札を歪める本件政治献金は公序良俗に反するか又は著しく社会的に相当でない献金である

(1) 長崎地方裁判所の刑事事件の裁判官は、上記の異常な献金について次のとおり述べている。

「公職選挙法違反事件について見ると、被告人らは長崎県知事選挙に関し、自民党が推薦する現職知事の選挙運動のために多額の資金が必要になるや、県から公共工事を受注している建設業者などにその負担をさせることとし、寄附を求める相手方やその金額についても、その知事の任期4年間の公共工事の受注実績に応じて割り振るといふ、近世以前の御用金や暴力団組織の上納金を連想させるような強引、露骨な方法がとられている。」と認定した。

今回起訴の対象となった公職選挙法事件のような方法が通用した背景と従前からの献金についても、次のとおり言及している。

「このような方法が通用した理由については、建設業者らは、一様に、自民党長崎県連幹事長が長崎県発注に係る公共工事の受注調整に大きな影響力を有しており、したがって、自民党長崎県連からの寄附要求は断れないというのが常識となっており、かつて寄附要求を断った建設会社その後長崎県の公共工事を発注できなくなったという噂が広く流布されているというような事情を供述している。もっとも、建設業者らも公共工事を受注しようとして積極的に寄附しようとした場合もあるはずであり、常に自民党長崎県連が積極的に建設業者は受け身の立場で寄附をしたといえるかは疑問であるが、先に述べたような本件寄附要求の状況からすると、実態はこれに近いものであったと判断せざるを得ない。」と認定した。その上で、このような献金の本質について以下のとおり述べている。

「本件は公共工事受注の見返りに選挙運動の資金の提供を求めたもので、特定寄附を禁止した公職選挙法の規定雄代に趣旨に真っ向から反するのみならず、賄賂的な性格も濃いものであり、かかる要求が行われたこと自体、選挙の公正に対する大きな脅威といえる。」

刑事事件の判決は、本件各犯行について、次のとおり本件献金をまとめている。

「以上のような本件各犯行を通観してみると、その根底には、自民党が県議会で過半数の議席を有する最大政党であり、かつ県政与党の立場にあることなどから、県の公共工事の受注を希望する建設業者との間に依存、支配、癒着という異常な関係が成立し、公共工事の受注の見返りとして資金を提供させるのは当然のことであるというような明らかに誤った考え方が常識化していたことを指摘せざるを得ない。」

(2) このような大手ゼネコンの献金は、長崎県の入札制度についても歪めるものである。

① 地方自治法は、入札制度について次のとおり定めている。

234条1項 「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」

同2項 「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」

同3項 「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするものとする。」

これを受けて、地方自治法施行令167条は、指名競争入札についてきびしく制限している。

167条「地方知事法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

167条の2は、随意契約についても次のとおり規定している。

「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1. (略)
2. (略)
3. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
4. 競争入札に対することが不利と認められるとき。
5. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見

込みがあるとき。

6. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

7. 落札者が契約を締結しないとき。」

167条の5は、一般競争入札を原則としてその入札参加者を制限している。

「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2. 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。」

167条の8 「一般競争入札の開札は、第167条の6第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ちあわせなければならない。

2. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

167条の9 「普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

指名競争入札においても、同施行令できびしく制限している（167条の11以下）。

- ② 公共工事の入札は、自民党長崎県連への金額の有無、多少によって決めるべきである。

以上のおり、地方自治体の入札においては、地方自治法（又は施行令）の定めた要件以外の基準でその入札を左右することは許されない。したがって、長崎県の自民党県連への政治献金の多い少ない等によってこれを左右することは、著しく地方自治体の入札制度を歪めることになる。

大手ゼネコンの献金が各企業の関係者の供述どおりであり、熊谷組の献金もこれと同趣旨のものである以上、長崎県の公共工事の入札のあり方を著しく歪めている。それは公序良俗に反するか又は著しく社会的に不相当な行為といえる。

5 1997年（平成9年）12月9日、300万円の献金について

- (1) 熊谷組は、1997年に、前記に述べたとおり次のとおりの献金をしている。

1月24日 300万円

8月21日 300万円

12月 9日 300万円

このうち、1月24日は前年度分であり、8月21日の分は1997年（平成9年）分だと説明している以上、同年12月9日の300万円の献金は普通ならあり得ない献金である。

- (2) 2001年12月、大手ゼネコンは多額の献金をして、公職選挙法199条違反で起訴されている（甲2号証）。

これは2002年2月の知事選の選挙のための献金であったからである。同様に、1998年2月の知事選についても、自民党長崎県連は同じようにその前年の12月に献金を要請し、熊谷組がそれに応じたものと思われる。

- (3) 熊谷組の森井佑一証人は、このときの長崎県連らの役員との面談は一切記憶がないとして実質的に証言を拒絶した。

同人は、公職選挙法についての献金は違法だと充分知っているのにもかか

ならず、知事選の直前の寄付要請については、「選挙との関係ではどうなのか」という一切の質問もしていないという。

「公職選挙法の違反についてはっきりご存じだったら、むしろあなたの方から積極的に、これは選挙との関係でどうなんでしょうかという質問はしていないわけですね。」

「はい、しておりません。」

「何でしなかったですか。」

「いや、していなかったです。」

「あなたは、選挙に関連する献金は違法だというのはよく知っていたら、献金の要請を受けたら、まさか選挙に関連はしないでしょうねという質問をするはずなんだと思うんですけども、あなたはしていないわけですね。」

「政治献金として要請に来られておりますから、してはおりません。」

この証言はにわかに信用できないが、選挙との関係を質問すれば、容易に法199条違反の献金であることが判明するため、意図的に質問しなかったと思われる。

質問していないとすれば、重大な事実について調査しなかった取締役の注意義務違反と結びつく。

6 熊谷組は本件献金理由を意図的に隠蔽している

熊谷組は、本件政治献金目的について、上記大手ゼネコンと全く違う理由を述べている。

平成10年1月から同13年1月まで九州支店管理部長として本件政治献金の一部につき担当した永田政男は、「産業の振興が立ち遅れている長崎県の経済活性化、あるいは宅地造成、販売等を進める経済環境」をつくることを目的で献金したものであり、それによって受注機会が増え会社の利益につながると証言している（証人永田政男25頁）。

この献金目的は他のゼネコンの担当者らは一切述べていない。もしそうである

なら、熊谷組のみが他のゼネコンと異なる献金目的を有していたということになるが、長期間に亘って、毎年度、各ゼネコンが共同で行なっていたこと、長崎営業所レベルではこの献金について協議されていたこと、受け取る長崎県連の幹事長らもそのような認識を有していたことから、熊谷組のみが別異の献金目的を有していたとは到底措信しがたい。本件熊谷組の献金理由は、真の意図を隠蔽している。

第2 被告の自民党長崎県連に対する本件政治献金についての善管注意義務違反

1 政治献金について求められる取締役の善管注意義務は重い

(1) 無償の利益の供与である政治献金の判断の裁量性は限定的である

本件政治献金の支出についての被告ら取締役の善管注意義務を検討するにあたってまず考慮すべきは、この支出が無償の利益の供与であるという点である。

熊谷組は建設土木業を営む株式会社であり、その目的はその営業活動を通じて利益を生み出すことにあることは当然である。この株式会社の目的からするならば、一方的な社内資産の流出である無償の利益の供与は、客観的・抽象的に明らかに営利目的に違背するものである。

無償の利益の供与であっても、その対価性が明らかなものもある。取引先あるいは取引先となることが将来期待される相手に対する中元・歳暮や接待、取引先に対する債務保証や物上保証をなす行為がこれである。これらの行為は顧客・取引先の獲得、維持という取引上の対価を前提とする対価性のある利益供与として、会社にとって有用性を有すると言えよう。

これに対し政治献金は、対価を求めれば、それは贈賄罪を構成するものである。従って政治献金を含む対価性のない無償利益の供与は、客観的・抽象的に観察すれば目的の遂行に直接・間接に必要な行為どころか、会社資産の一方的流出という目的違背の行為にならざるを得ない。

(2) 社会貢献活動とは性質の異なる寄附であり、その支出にはより慎重な判断が求められる

社会貢献活動（社会事業・文化事業・教育事業等）に対する寄附も無償の利

益の供与であるが、社会貢献活動は、その特定の事業が担う利益や価値は社会の構成員が共通に肯定しうる性質のものであり、その事業の発展に社会の一般的利益がかかっていると評価できる事業である。営利目的に反してでも、社会的利益・価値を積極的に実現すべしという社会的な要請・期待のある行為である。

しかし、本件政治献金は特定の政党の支部に対する献金であり、その主義・主張を支持し、その政治活動・選挙活動を支援するためになされたものである。政党政治を発展させるという一般的・公益的価値を有するものではないことは明らかである。本件政治献金を期待・要請しているのは社会一般ではなく、献金を受ける特定政党とその支持者である。

政治献金を社会が期待・要請しないことは、献金している企業そのものが最も熟知している。即ち、熊谷組も含めて、企業は政治献金をしている事実を、社会貢献活動とは反対に隠すことに努めている。政治(宗教でも同じであるが)の分野においては異なる信条が存在し、相互に対立しあう関係は避けられない。いずれの信条の価値を認めるかは個々人の信条の自由に委ねている。特定政党に対する献金は、他の政党を支持する者(それは多くの場合社会の多数派である)が期待・要請しておらず、有用な行為とはみていないことを会社は熟知しているからこそ、社会貢献活動とは全く逆にその事実の公開を避けているのである。

このように、本件政治献金は会社の営利目的に反した支出であり、かつその支出は社会貢献活動のように社会的にも、株主に対する対内的な関係においても、共通に肯定できるものではなく、支出する政党と異なる政治的信条を有するものにとっては、その意思に反するものであることは明らかである。

従って、政治献金の支出の判断は、経営活動のスペシャリストとしての取締役が行なう経営判断とは異なり、善管注意義務に基づき、その必要性、有用性を厳格に判断するとともに、社会的に著しく不相当と評価されるものについては、その支出を差し控えるべきは当然である。

(3) 政党支部への献金は抑制的でなければならない

地方自治体の議会における多数派政党、とりわけ都道府県の行政の首長の与党となっている政党支部に対する公共工事を受注する企業にとっての献金は、きわめて謙抑的でなければならない。

本来は、県政の与党であることと、地方自治体の公共工事の入札事務を法的に「支配すること」はあり得ない事柄である。しかし、政権与党が地方自治体の入札業務を直接、間接に影響を及ぼしうることは、日々のマスコミの報道を見ていれば公知の事実である。県政の政権与党に多額の献金をすることがその地方自治体の入札業務に重大な影響を与える危険性を有している以上、その献金についてはきわめて慎重な審査が要求される。

(4) 八幡最高裁判決における政治献金の取締役の注意義務の限界

① 同判決は次のとおり述べている

イ. 政党の資金はその一部が不正不当に、若しくは無益に乱費されるおそれがあるにも関わらず・・・・その用途を限定する等の防圧の対策を講じないまま漫然と寄附したのであるから忠実義務に違反すると上告人らは主張するが、そのような主張は原審において主張もなく、立証もない（政党への寄附は定款に違反し、公序に反するから忠実義務に違反すると主張しているだけで、被上告人らの具体的行為を云々するものではない）。

よって、忠実義務違反に関する論旨は前提を欠き是認できない。

ロ. 取締役が会社を代表して政治献金の寄附をなすにあたっては会社の規模、経営実績、その他社会的経済的地位及び寄附の相手方など諸般の事情を考慮して合理的な範囲内においてその金額等を決定すべきであり、その範囲を超えて不相応な寄附をなすときは取締役の忠実義務に違反する。

ハ. 原審の認定した事実に基づいて判断しても本件寄附は合理的範囲を超えたものとすることはできない。

② 最高裁八幡政治献金事件の争点は、「定款」に違反するかどうかという争点であった。政党への政治献金の弊害を考慮せず漫然と寄附したという主張立証はしていないのである。上記②の政治献金の支出にあたっての注意義務

論も原被告がお互いに主張しあって結論に達したものでないので、八幡政治献金事件の注意義務論は限界がある。政治献金が無償の寄附であるので定款に違反する＝政治献金の会社、株主に対する対内的効果の点が争点であった。会社の規模、経営実績・・・を考慮して合理的な範囲内でその金額を決定すべきと論じているのは、企業の対内的側面だけを考慮してその金額を決定すべきとしているのである。したがって、結論においても、会社にとって分相応でない「不相応な寄附」を違反としているだけである。その点では、最高裁八幡政治事件の注意義務論は、本件献金事件のごとき企業の献金が対外的に弊害がある場合の審査基準となるものではなく、また、してはならないのである。

- ③ 八幡製鉄政治献金事件最高裁判決は、当該政治献金の支出についての取締役の忠実義務違反の主張につき、「いうまでもなく取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがごときは取締役の忠実義務に違反するというべきであるが、原審の確定した事実即ち判断するとき、八幡製鉄株式会社の資本その他所論の当時における純利益、株主配当金等の額を考慮にいれても、本件寄附が、右の合理的な範囲を越えたものとする事はできないのである。」と判示している。

この判示は、当該政治献金が客観的・抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎり、かつ国民の参政権侵害等への弊害が生じない限りにおいては、合理的な範囲の金額を寄附したとしても忠実義務に違背しないとするものである。

本件政治献金そのものの性質が会社の社会的役割（社会的に期待要請される役割）に反し、住民の自治決定権に抵触するおそれのあるようなものであれば、「その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して合理的な範囲」の相応な寄附であるか、不相

応な寄附であるかの判断をまつことなくして忠実義務（善管注意義務）に違背するものとして、この判旨は理解されるべきである。

④ 本件献金については最高裁八幡献金事件を適用すべきでない。

八幡政治献金事件の注意義務論を素直に読む限り、「会社の規模・・・からみて・・・合理的範囲内においてその金額等を決定すべきであり、この範囲を越えて不相応な寄附をした場合は取締役の注意義務違反になる」としており、会社にとって分不相応な金額をしてはならないという注意義務である。広辞苑によると、不相応とは「つりあわないこと。ふさわしくないこと。その例として身分不相応」を挙げている。最高裁判決の「会社の規模等・・・の合理的範囲内においてその金額を決定すべきであり、その範囲を越える・・・」という判旨は、会社にとって分相応かどうかという対内的基準が審査基準となっている。したがって、この基準は、法的にも社会的にも何らの問題もない場合の献金における審査基準である。

原告が主張している本件献金は、熊谷組にとって分相応か不相応かという議論ではなく、本件献金の持つ性質、とりわけその有害性、弊害性を審査基準として審査すべきと主張しているのである。

最高裁の判例の審査基準では、本件献金のごとき献金の審査基準とはなり得ない。政治献金の対外的に果たす役割（有害性やその弊害）を審査基準として定立しない以上、本件献金の審査基準とはなり得ない。取締役の審査基準は、上記最高裁基準の前に、その政治献金の対外的社会的役割について審査したかどうかである。

この最高裁八幡政治献金事件の審査基準そのものが見直されるか、それとも本件事件に最高裁八幡政治献金事件の審査基準を適用することは誤りである。

2 本件政治献金における取締役の善管注意義務

- (1) 考慮すべき事項—意思決定の前提となる事実についての正しい認識と、それに基づく意思決定

善管注意義務に基づく献金の可否についての判断は、取締役としての経営判断の一場面である。しかし、それは抽象的・客観的にみれば無償の利益の供与であり、会社の目的である営利目的と相反することから、その判断は厳格になさるべきは既述のとおりである。

取締役としては、経営判断にあたって、本件政治献金の可否を考慮するための前提となる事実や資料を自ら、または会社の組織系統を用いて確認、収集し、それに基づき献金の可否について意思決定をなすべきものである。

本件政治献金についての前提の事実の認識について不注意な誤りがあれば、その献金は善管注意義務違反となるものであり、そもそも事実の認識について必要な事実や資料の収集をなしていなければ、それ自体が善管注意義務違反となることも明らかである。

本件政治献金の支出にあたり、その支出の決裁にあたる取締役に求められる善管注意義務として考慮すべき事項はつぎとおりである。

(2) 本件政治献金支出にあたっての善管注意義務の内容

まず第1に、本件政治献金が政治献金に関する法令、即ち政治資金規正法、公職選挙法等に抵触しているか否かについて考慮すべきは当然である。

第2に、本件政治献金が公序良俗違反という法令違背になるときはもとより、社会的に著しく不相当な行為であるか否かについて考慮すべきである。第2の1の(2)で述べた政治献金の性格に加えて、本件においては長崎県の地方公共工事と密接な関係を有する自民党長崎県連に対する献金であり、かつ、熊谷組が地方公共事業について受注関係にあるゼネコンであることからすればなお更のことである。

政治献金であるということに加えて、ゼネコンである熊谷組から、長崎県の公共工事に密接な影響力を有する自民党長崎県連への政治献金という特性を有する。従って、当該献金が公共工事受注上の利益を得るため、あるいは不利益を受けないとの目的を有していないか、並びに地方自治体の公共工事について入札制度の公正さを損ねるものではないかとの点を中心に考慮をなすべき善管注意義務を負うべきは当然である。

第3に、本件政治献金が無償の利益の供与であることからして、その支出にあたっては、積極的に支出をするに足りる熊谷組としての必要性、有用性があるか否かについて厳格に判断すべきことも明らかである。

以上の点についての事実について正しい認識を得るに足りる調査や資料の収集をしたうえ、それに基づく正しい事実認識のもとで本件政治献金の支出についての意思決定をなすべき善管注意義務を被告らは有していたものである。

3 本件政治献金は賄賂性を帯有した公序良俗に違反、あるいは社会的に著しく不相当な行為である

(1) 受注関係にあるゼネコン各社による一斉献金の目的

既述したように、本件政治献金は、長崎県並びに長崎県内の国の公共工事について受注関係にあるゼネコン各社による自民党長崎県連に対する一斉献金（献金は個々になされているが、自民党長崎県連による各ゼネコンに対する、同時期に一斉になされた要請による献金）がその殆んどを占めている。

この献金の目的は、平成14年に行なわれた長崎県知事選挙に関する公選法違反事件の取調べにおいて、献金したゼネコン各社（熊谷組はその経営状況により既に献金をやめていたが）並びに献金を受領した当時の県連幹事長が異口同音に認めているように、県発注工事の受注について強い影響力を有する元幹事長や県連との関係が悪化すれば、長崎県の公共工事の受注において不利益を受けることを回避するためである。本件献金はその目的において、会社にとって社会的に著しく不相当な行為であったことは明らかである。この献金の目的には被告自ら、あるいはその任にあたった九州支店管理部長を通じて善管注意義務をもって考慮、検討すれば容易に認識しえたものである。

ゼネコン各社の長崎県連への政治献金は長年に亘って継続してきたものであり（甲17の1参照）、熊谷組も平成11年まで継続的に献金をしてきたものである。

この献金の目的は、各年度毎により、あるいは献金した会社ごとに献金側の目的が異なっていたということは考えられず、受注上の不利益を回避する目的

をもって、長崎県受注工事について事実上の強い権限を有していた長崎県連に対し連綿として行なわれてきたものである。熊谷組の本件政治献金の目的も、前記事件で取り調べを受けた各ゼネコンの担当者がその目的として述べていることと異なるはずはないこと既述したとおりである。

(2) 本件政治献金の目的について、被告らは考慮を全くせず、その前提となる事実の認識に必要な調査等もなしていない

本件政治献金は、政治献金一般として社会的に著しく不相当であることに加えて、公共工事の受注上不利益を得ない目的という賄賂性を帯有するものであった。

政治献金支出にあたっては、その目的が公序良俗並びにその行為が社会的に著しく不相当な行為であるか否かを判断するについて、最も考慮すべき事項である。

被告らにおいて、取締役としての善管注意義務を尽くして熊谷組九州支店において自民党長崎県連への長年継続している献金の実態（自民党都道府県連への献金は、概ね長崎県連のみという特異性も賄賂性をうかがわせるものである）、それに基づく献金目的について考慮すべきだったことは縷述を要しまい。

ちなみに、熊谷組の担当者はそのような政治献金の実態について何ら調査することなく、漫然と献金に応じていた。

永田証人は次のとおり証言している。

「そのときに、実は自民党長崎県連との関係でいろんなこういう問題があるんだという話は、あなたの方には一切報告は上がってきていないんですか。」

「それは、聞いておりませんです。」

「あなたは、聞いていないわけですね。」

「はい。」

「あなたの方から、献金要請が来る段階で、何で長崎県連にこれだけするのかということも、あなたは当時の営業所長に質問はしていないですね。」

「そうですね。継続していましたので。」

「あなたが平成10年1月に管理部長になられたときに、政治献金が当時は900万円、あなたの理解だと600万円ですけれども、何でこんだけ多いのだという疑問は抱かなかったですか。」

「それは持ちませんでした。」

さらに、1997年（平成9年）12月9日の300万円についても、何の調査、審査をしていないのであるから同様である。

取締役の善管注意義務違反は、「考慮すべき重大な事実を考慮せず」「考慮すべきでない事実を考慮した」点において、その判断に重大な過失があった。

4 本件政治献金の必要性・有用性は認められない

(1) 熊谷組の主張する本件政治献金の必要性、有用性

平成10年1月から同13年1月まで九州支店管理部長として本件政治献金の一部につき担当した永田政男は、「産業の振興が立ち遅れている長崎県の経済活性化、あるいは宅地造成、販売等を進める経済環境」をつくることを目的で献金したものであり、それによって受注機会が増え会社の利益につながると証言している（証人永田政男25頁）。

この献金目的は、前記公選法違反事件の取調べにおいてはどのゼネコンの担当者からも述べられていないものである。もしそうであるなら、熊谷組のみが他のゼネコンと異なる献金目的を有していたということになる。長期間に亘って、毎年度、各ゼネコンが共同で行なっていた（当然各ゼネコン間での協議もなされ、献金目的も明らかになっていたであろう）献金において熊谷組のみが別異の献金目的を有していたとは到底措信しがたい。

仮に永田管理部長の証言する献金目的であったとしても、それは県民の県政についての自治決定権を損ねる献金と言えよう。

即ち、この献金目的であるなら、公共事業の受注について営業上の多大な利害関係を有する熊谷組が、その献金によって長崎県からの受注機会が増えるように、長崎県の経済活性化、宅地造成、販売等を進める経済環境をつくる施策を求めて、県政与党である長崎県連に献金したということになる。

言うまでもなく、長崎県における地域産業、宅地政策は県政の最重要課題の1つであり、それをどのように定めていくかは住民である長崎県民自らが地方自治の担い手として決定権を有する。これに対しゼネコンである熊谷組が、会社あるいはゼネコン業界全体の利益に沿った産業、宅地政策の誘導を目的としてその政策実現に大きな権限を有する長崎県連に多額の献金を行なうことは、自治体の政策を「カネ」で買うに等しい住民の自治決定権に対する侵害のおそれのある行為との謗りを免れない。

更に、本件政治献金は20社前後のゼネコンが、毎年度において共同で5000万円前後という、県連レベルで考えれば巨額の献金を行なっている（甲17の1）。その献金額は長崎県連に対する企業献金額の過半を占めており、この献金なくしては県連の運営が危殆に瀕するほどの比重を占めている（甲17の2～14）。

自民党の本部に対する国民政治協会を通じての献金以上に県連レベルでの献金は、公共工事の受注上の利益（受注上の不利益を受けないことによる利益も含む）との関係が密接であり、かつ特定の政策誘導との関係が生じ易いことは明らかである。長崎県連に対する献金を、平成5年度以降は大成建設、鹿島、清水建設の各大手ゼネコンはやめている。

これは当時発生した仙台市長、茨城県知事等の地方首長に対する贈賄事件を契機に、地方レベルでの献金の問題点を考慮判断のうえなされたものと言えよう。これら各大手ゼネコンに対してのみ県連からの要請がなかったということはあるまい。

(2) なぜ、長崎県連のみに献金がなされるのか、その特異性

この点と関連して本件において特筆すべきは、本件献金当時において他の都道府県連に対しては献金はなされておらず、専ら長崎県連のみに献金がなされていたことである。

なぜ、長崎県連のみかとの疑問に対して、被告は同県連のみから要請があったからと答えている。

会社が無償の利益の供与をするにあたって、会社としての積極的な献金理由、

目的を検討すべきである。それは社会貢献活動であれ、政治献金であれ当然である。

被告が主張する地域産業振興、宅地造成、販売を進める経済環境、施策の前進という献金目的からするなら、地方といわれる各県連はいずれもその対象となろう。そのなかで長崎県連のみに献金が行なわれていることは、既述した善管注意義務の内容として述べた事項を一切調査検討することなく、専ら長崎県連からの要請のみによって判断したと言っても過言でなからう。

また要請を受けたとしたら、その要請に応えざるを得ない必要性がどの点にあるか、他の都道府県連にしないで長崎県連のみに献金することに有用性、相当性があるか、長崎県連に献金すべき特段の予算上の必要性があるか等について調査、検討すべきである。これらの調査等をするこなしに要請のみに基づいて本件献金はなされたことは明白である。

(3) 本件政治献金は、必要性、有用性はない

以上、被告らの主張する献金目的は、本件訴訟に至って被告らが作出した方便にすぎない。仮に事実だったとしても、熊谷組にとって必要性、有用性を有するものではなく、かえって、本件政治献金が公序良俗に反すること、あるいは社会的に著しく不相当な行為であることを裏付けるものと言える。

長崎県連のみから要請があり、長崎県連のみに献金を行なっているという、決裁権を有する被告らにおいて明らかな事実からして、本件政治献金の特異性、並びに献金目的が社会的に是認されがたいものであったことは容易に推認できたものである。

5 代表取締役社長の決裁権者としての善管注意義務違反

本件政治献金の支出は、九州支店管理部長が稟議書を作成し、本社秘書部を通じて社長の決裁を得たうえなされている。

社長は、政党への政治献金については本部、地方組織ともに決裁権限を有していたものであり、決裁にあたっては、前記善管注意義務を尽くしたうえ本件長崎県連への政治献金の適否を判断すべきであった。

しかし、被告らは自らあるいは九州支店管理部長を通じて本件政治献金についての調査確認を一切行なっていない。これら調査義務を履行していれば、本件政治献金はその目的において、公共工事の受注において不利益を受けないという目的を有し、あるいは住民の地方自治についての決定権を損ねるおそれを有するなど、公序良俗に反し、あるいは社会的に著しく不相当な行為であったことが明らかになったはずである。

また、熊谷組にとって必要性、有用性のない献金であったことについても然りである。

このように、被告らは献金するにあたってその前提となる調査確認すべき初步的事項さえ懈怠したため本件政治献金の支出に及んだものであり、善管注意義務懈怠の責を負うものである。

以上